

瑞穂市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況

(1) 募集期間 令和8年1月23日(金)～令和8年2月20日(金)

(2) 提出状況 3件提出(電子メールでの提出2件、瑞穂市役所巢南庁舎に1件)

2. 意見及び市の考え方

*ご意見の内容については、趣旨を損なわない程度に要約しました。また、今回の計画(案)に直接関係のないご意見や個別の案件については、市の考えは示しておりません。

NO.	該当頁・項目 ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	計画(案) 修正の有無
1	<p>P42 5-4 再生可能エネルギー導入目標</p> <p>計画案では、導入目標として、2030年度 8,171MWh/年(電気)、2050年度 56,930MWh/年(電気)が示され、内訳として太陽光(地上系)が2030年度 936MWh/年→2050年 4,680MWh/年へ拡大する計画となっています。さらに2050年度の導入イメージとして「設置可能な土地の約10%に太陽光発電が設置」との記載があります。一方で、地上設置型太陽光については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観の悪化(住環境・観光・地域の魅力への影響) ・自然環境への影響(地形変革、土砂災害リスク、周辺生態系等) ・パネル等に含まれる物質(重金属等)や廃棄・リサイクル体制の確立(将来の大量破棄への備え) <p>といった懸念があり、市民理解の鍵になると考えます。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入拡大は脱炭素の実現に重要である一方、地上設置型太陽光発電については、立地条件により景観・自然環境・防災面への影響が懸念される場合があると認識しています。導入にあたっては、関係法令の遵守を前提に、地域の実情を踏まえた環境配慮と合意形成を重視して進めていきます。</p> <p>本計画(案)への具体的なガイドライン整備の明記については、今後の国の動向を踏まえながら、施策の具体化・運用検討の中での課題として整理し、検討の参考とします。以上により、計画(案)は原案のとおりとします。</p> <p>回収方法や費用負担、契約による担保、点検・情報公開といった具体的な運用ルールは、事業の主体(民間・市)、規模、導入の仕組み(補助制度の有無、公共施設への導入等)によって適切な内容が異なります。計画本文で一律に定めると、個別事業の実態に合わず、かえって公平性や実効性を損なうおそれがあるため、計画(案)は原案のとおりとします。</p>	<p>無 (P43 参照)</p>

<p>1</p>	<p>P52 施策2-1「太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱設備の導入拡大」に次のような「対処方針(運用)ルール」の追記を要望します。</p> <p>追記要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上設置型太陽光は、立地により景観・自然環境へ影響が大きいことから設置ガイドライン(立地区分、景観配慮、災害リスク、反射・騒音、排水・土砂流出対策等)を整備し、地域の合意形成を前提に導入を進める。 ・将来の廃棄増を見据え、リユース・リサイクルの確実性(回収スキーム、費用負担、保管、処理先等)を確認できる事業者を優先し、必要に応じて適正処理の担保(契約・誓約、点検、情報公開)を行う。 ・住宅地周辺や農業振興地域などは、地域特性に応じて回避・抑制・代替(屋根置き優先等)を基本方針として明記する。 	<p>導入を進める際には、関係法令の遵守を前提に、立地区分(住宅地周辺、農業振興地域等を含む)や景観配慮、災害リスク、排水・土砂流出対策等の観点を整理し、影響が比較的小さい導入手法(屋根置き等)を優先する考え方を含め、必要に応じて留意事項の整理や周知に取り組みます。</p> <p>このため、ご意見を踏まえ、区域施策編(P52)「基本方針2 再生可能エネルギー普及拡大」のリード文に「一方で、再生可能エネルギーの導入にあたっては、関係法令の遵守を前提に、地域の実情を踏まえた環境配慮と合意形成を重視しながら進めていきます。」の1文を追記します。</p>	<p>有 (P52 参照)</p>
<p>2</p>	<p>P50 コラム:ゼロカーボン・ドライブとは?</p> <p>計画案には「ゼロカーボン・ドライブとは?」の解説があり、EV、PHV、FCV等や充電設備に触れています。</p> <p>ただ、EVは海外生産比率が高い車種も多く、市内の脱炭素を進めても地域外(海外)へ支出が流出しやすい面があります。脱炭素の取り組みは重要ですが、特定手段(EV)に偏ると、市民負担や地域経済へ波及が限定的になる懸念があります。</p> <p>つきましては、施策3-2「ゼロカーボン・ドライブの促進」に追記していただきたいです。</p> <p>追記要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボン・ドライブは、EV等導入に加え、公共交通・徒歩自転車・交通結節の強化、渋滞緩和、エコドライブ等の総合施策として推進(EVだけに頼らない)。 ・車両導入や関連調達において、可能な範囲で地域経済への効果(地元事業者の参画、地元整備・工事、地元電力メ 	<p>本市としても、移動分野の脱炭素は、ZEV等への転換だけでなく、公共交通の利便性向上や徒歩・自転車利用の促進、交通結節の強化、渋滞緩和、エコドライブ等を組み合わせて進めることが重要であると認識しています。</p> <p>さらに、車両導入や関連工事等の実施にあたっては、可能な範囲で地元事業者の参画、地元での整備・工事、再エネ電力メニューの活用など、地域経済への効果にも配慮します。</p> <p>ご意見を踏まえ、施策③のリード文に、ゼロカーボン・ドライブをEV等の導入に偏らない総合施策として推進する旨に改めます。</p> <p>P50「ゼロカーボン・ドライブは、EV等(ZEV)の導入に加え、公共交通の利便性向上、徒歩・自転車の利用促進、交通結節の強化、渋滞緩和、エコドライブ等を組み合わせた総合的な取組として推進します。」</p>	<p>有 (P50 参照)</p>

	<p>ニュー活用)にも配慮する。</p>		
3	<p>P55 施策② 2-1 ごみの減量化・資源化の促進</p> <p>ごみ削減の項目について、市民・事業者に求めるだけでなく、市役所が率先してペーパーレス化(内部事務・会議・申請のデジタル化)を進める方針を明確に記載していただきたい。「市が先頭に立つ」記載があると市民・事業者の協力も得やすくなります。</p> <p>追記要望</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所業務のペーパーレス化(会議資料、決裁、申請・届出、周知等)を推進し、紙使用量の削減目標や進捗把握(KPI)を設定する。 	<p>本市としても、市役所が率先して紙使用量の削減に取り組むことは、市民・事業者の協力を得る上でも重要であると認識しています。</p> <p>このため、ご意見を踏まえ、区域施策編(P56)の市の取組において、グリーン購入に加え、市役所業務のペーパーレス化(会議資料、申請・届出、周知等のデジタル化)を推進する旨を追記します。</p> <p>P56「市の行う事務・事業では、再生紙の利用などグリーン購入・物品の契約を行うとともに、会議資料や申請・届出、周知等のデジタル化を進め、ペーパーレス化を推進する。」</p> <p>市役所業務のペーパーレス化の推進や進捗管理の考え方については、瑞穂市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)においても位置付けており、庁内の取組として継続的に推進してまいります。</p> <p>なお、紙使用量の削減目標やKPI等の一律の数値指標の設定については、業務特性や制度対応等により運用面で整理が必要なため、本計画(区域施策編)では明記しませんが、取組状況の把握に努め、必要に応じて取組内容の見直し・改善を図りながら推進してまいります。</p>	有 (P56 参照)
4	<p>P56 施策② 2-2 食品ロス削減の推進</p> <p>食品ロス削減に関し、地産地消(地域で取れたものを地域で消費)は、輸送等のエネルギーコスト低減と鮮度向上により、結果として食品ロス削減にも資するため、市の取り組みとして位置付けることを提案します。</p> <p>また、余剰・規格外品の流通や地元消費を促すため、道の駅や地域農産物販売所(直売所)等の販売拠点の整備・連携を検討施策として明記していただきたいです。</p> <p>追記要望</p> <ul style="list-style-type: none"> 地産地消の推進(地元農産物の利用促進、給食等との連携) 	<p>地産地消の推進は、輸送に伴う環境負荷の低減や鮮度向上を通じて食品ロス削減にも資する重要な視点であると認識しています。</p> <p>また、規格外品等の流通・地元消費を促す販売拠点の連携や、フードバンク等と連動した仕組みづくりは、事業者の取組(見切り・値引き、フードシェアリング、フードバンク連携等)を後押しする観点からも有効と考えます。</p> <p>一方で、これらの取組は、市単独で実施・推進できる範囲に限りがあり、関係事業者や関係機関との連携体制、運営主体、費用負担、既存施策との役割分担等を整理しながら、実現可能性を含めて検討していく必要があります。</p>	無 (P57 参照)

	<p>・道の駅や地域農産物販売所等の拠点整備・連携(規格外品の販路、フードバンク等とも連動)</p>	<p>このため、本計画(素案)への具体的な施策としての追記は行いませんが、いただいたご意見は今後の食品ロス削減に関する施策検討・推進の参考とさせていただきます。</p>	
5	<p>P37 (3)脱炭素シナリオ(対策を実施した場合)の将来推計要素①、要素②、要素④</p> <p>国の流れに合わせてZEH等を推進されるのであればセットで、市内施工者の育成(講習・登録制度・相談窓口)、設計・施工の品質確保(評価制度、BELS等)などによって、地元工務店の対応力強化・施工品質向上を推進することを記載いただきたいです。</p> <p>次世代車普及についても普及前提となる、住宅と事業所双方の充電環境改善の推進(全自動車場200V6kw配備)、集合住宅の合意形成補助窓口の設置などの整備を推進することを記載いただきたいです。</p> <p>国が出した低炭素まちづくりマニュアルの平均値は「放つといたらそうなる」というような想定ではない筈です。緑化面積約千 ha について、田畑・河川敷・雑木林など緑地内訳を記載いただきたいです。もし歩道や公園なども想定されるのであればセットで、緑地の維持・管理を推進することを記載いただきたいです。</p>	<p>本計画(区域施策編)は、市域全体の脱炭素に向けた方向性と施策の骨格を示す計画であり、制度新設や設備仕様の一律化など、個別事業の詳細までを計画本文で一律に規定することは難しい面があります。</p> <p>このため、ご意見を踏まえ、計画本文において、ZEH等の普及にあたっては地域の施工事業者等と連携し、設計・施工に関する情報提供や研修機会、相談体制の充実等により、地域事業者の対応力向上を支援する旨を追記します。</p> <p>P45「地域の施工事業者等と連携し、設計・施工に関する情報提供や研修機会、相談体制の充実等により、地域事業者の対応力向上の支援を検討する。」</p> <p>あわせて、次世代自動車(EV等)の普及に向けて、住宅・事業所における充電環境の整備を促進するとともに、集合住宅等における導入上の課題(合意形成、費用負担、工事手続等)に関する情報提供を行う旨を追記します。</p> <p>P50「住宅・事業所における充電環境の整備を促進するとともに、集合住宅等における導入上の課題(合意形成、費用負担、工事手続き等)に関する情報を提供する。」</p> <p>緑化(吸収源)については、国の手引きで示される前提(都市緑地の保全・管理等の施策が講じられている場合を想定)を踏まえ、公共施設や都市公園、まちなかの緑化の推進と適切な維持管理を進める方針を基本方針3施策①の部分に追記させていただきます。</p> <p>P55「基本方針3 施策① リード文に都市公園等を追加」</p> <p>なお、緑化面積に関する詳細な内訳(田畑・河川敷・雑木林等の区分)については、「緑の基本計画」において整理・記載しているため、本計画(区域施策編)では重複掲載を避け、同計画との整合を確</p>	<p>有</p> <p>(P45 参照)</p> <p>(P50 参照)</p> <p>(P55 参照)</p>

		保しながら取組を推進します。	
6	<p>P35 (2) 現状すう勢における温室効果ガス排出量の将来推計 (BAU)</p> <p>BAUが多少、楽観的に寄ったシナリオだと感じました。革新技術拡大シナリオ以外での将来推計もあると良いのではないかと思います。</p>	<p>本計画(案)の現状すう勢(BAU)ケースは、追加的な対策を見込まない場合の排出量を把握するため、人口や産業活動等の活動量の将来変化を踏まえて推計した参考ケースです。電力排出係数については、2030年度は国の「地球温暖化対策計画」に示される値を、2050年度は国の「第7次エネルギー基本計画」に示される値を用いており、国の前提と整合を図った推計として整理しています。</p> <p>一方で、2050年に関する前提は技術動向や社会経済状況等の不確実性が大きいことから、現時点では国の公表値に基づく整理に留め、今後の国の見直しや社会情勢の変化を踏まえ、次回の計画改定時等に改めて検討します。</p> <p>以上より、計画(案)は原案のとおりとします。</p>	無
7	<p>P11 (2) 土地利用状況</p> <p>田んぼのところに市の中核施設が移転するような話を聞いています。現存場所であれば、整地もしてありヒートアイランド現象も最大限に抑えられると考えます。また、総合センターもあり、コンパクトシティ(駅から近い)としても機能します。</p>	<p>「ご指摘の市の中核施設は、現在検討中となっている市役所の新庁舎と捉え、回答いたします。」</p> <p>新庁舎建設事業については、瑞穂市新庁舎建設基本計画(以下「基本計画」という。)を策定することを目的に、市の附属機関として瑞穂市新庁舎建設検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置しています。この検討委員会では、建設の位置や事業手法など、基本計画に関する事項について審議していただいております。</p> <p>現在、検討委員会においては、検討委員会で選出した5つの候補地について、概算事業費を踏まえた候補地の再評価を行っていただき、只越地域が第1候補地となった段階です。</p> <p>今後については、時期は未定となりますが、検討委員会から答申として提出していただく基本計画の内容を検討した上で、市として、候補地を含めた方向性を決めていきたいと考えております。</p> <p>また、新庁舎建設においては、太陽光発電による再生可能エネルギーの導入などにより、環境性能の高い庁舎建設を目指していきたいと考えています。</p>	無